

## 災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と桐生市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙は独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

### （連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を連絡担当部課連絡票（別記様式第1号）により定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

### （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時的な受入れのための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか甲又は乙の長が特に必要と認める事項

### （応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、速やかに次に掲げる事項を災害発生による応援要請について（別記様式第2号）により報告するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 一時的な受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

### （指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

### （経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 前項の規定にかかるわらず、前項の規定により難い場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、別途、甲乙協議の上、決定する。

(情報交換及び交流)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 6日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号  
大田区  
大田区長 松原忠義

群馬県桐生市織姫町1番1号  
桐生市  
桐生市長 亀山豊文